
*
* 令和 3 年度 第 1 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和3年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和3年4月13日 午後 1時30分 招集
2. 令和3年4月13日 午後 1時30分 開会
3. 令和3年4月13日 午後 2時58分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	西 村 匡 弘	〃	1 9	金 子 時 典	〃			
1 0	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	江草伸介	書記	太田典秀	書記	川上翔
主幹	小田上貴江	書記	三宅秀生		
主幹	今川貴命	書記	藤代晋太郎		

7	本日の会議に付した議題とその結果
	議案番号 件 名 結果
	第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件 許可
	第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件 許可
	第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件 許可
	第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 8件 決定
8	署名委員
	2番 小西雅己
	3番 伊達千鶴子
9	議事の内容
	令和3年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録
	令和3年4月13日(火) 高梁市役所 3階大会議室

議 長	<p>本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員7名です。全員の方が出席されていますので、ただ今から令和3年度第1回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。2番小西委員と3番伊達委員を指名いたします。それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第1号1番朗読説明 －</p> <p>1番は、譲受人が、譲渡人から贈与により所有権を取得する案件です。二人は親子の関係です。申請農地は、田5筆2, 203㎡と畑1筆574㎡の計2, 777㎡です。譲受人の通作距離は、32km以内、耕作面積はなし。営農計画書の提出があります。家族6人中、耕作人は2人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 伊達委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現地は、山に囲まれた農地になりますが、家の近くにあり、草刈り等の管理がなされているため、十分活用されると思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。</p>
江草局長	<p>次に2番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第1号2番朗読説明 －</p>
議 長 中村委員	<p>2番は、譲受人が、譲渡人から増反により所有権を取得する案件です。申請農地は、畑4筆2, 152㎡。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積はなし。営農計画書の提出があります。家族2人中、耕作人は2人です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現地は家の周辺にあり、畑には野菜が作付され、草刈り等の管理もなされており、特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第2号1番朗読説明 －</p> <p>1番は、転用者が、申請農地に太陽光発電施設用地を整備する案件です。申請農地は、田1筆927㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、太陽光パネル276枚、発電量49.5kw。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はございません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、経産省の認定済みです。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 深本委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請地については、周囲も既に太陽光発電施設が整備されており、周辺農地への影響についても問題ないと思われ。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。 次に2番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第2号2番朗読説明 －</p> <p>2番は、転用者が、申請農地に墓地及び進入路を整備する案件です。申請農地は、田2筆29㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、墓地1区画19㎡、進入路10㎡。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はございません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可見込みです。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
田角委員	<p>現地調査の結果、転用するにあたって特に問題ありません。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。</p>

江草局長	<p>続きまして、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第3号1番朗読説明 －</p> <p>1番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、住宅用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆330㎡で、この農地の農地区分は第2種農地となります。施設の概要としては、木造2階建て住宅76㎡、建ぺい率23%となっています。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小林委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>調査の結果、周辺の農地に影響を及ぼす心配はなく、被害防除措置もされており、何も問題はないと思われま。よろしくお願</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第3号2番朗読説明 －</p> <p>2番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、露天駐車場に転用する案件です。申請農地は、田1筆1089㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、露天駐車場4台分。全体計画2528㎡、トラック10台分。これは12月開催の第9回総会の議案第41号42番で許可となった案件と同一です。この度農振除外が完了したため残りの申請があったものです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 吉岡委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>対象の農地については、隣地も既に露天駐車場として許可済みであり、周辺の農地に影響を及ぼす心配はなく、何も問題ないと思われま。よろしくお願</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。 ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、平松委員の退席を求めます。 (平松委員退席)</p>
議 長	<p>3番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第3号3番朗読説明 －</p> <p>3番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、農業用倉庫用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆79㎡で、農業用倉庫用地の一部として利用するというものです。全体計画は農業用施設179.28㎡で、この施設については、既に農業用施設の届け出済みです。申請地の所有権移転のため、5条申請があったものです。この農地の農地区分は、農振農用地となります。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小林委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 調査の結果、周辺の農地に影響を及ぼす心配はなく、被害防除措置もされており、何も問題はないと思われま。よろしくお願 いします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。 平松委員の着席を許可します。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(平松委員着席)</p>
議 長	<p>続きまして、「議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といた します。事務局、一括で説明をお願いします。</p>
三宅書記	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和 3年4月20日、2、利用権の設定を受ける者は8名、3、利用権の設定をする者は8名、4、利用権の設定をする件数は8件、 5、利用権設定面積は14,052㎡となっています。6で各筆明細です。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、1番から6番及び8番について発言をお願いします。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から6番及び8番について一括で採決をとります。1番から6番及び8番について、決定とする ことに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>

議 長

挙手全員ですので、1番から6番及び8番について決定しました。
ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、小物委員の退席を求めます。
(小物委員退席)

議 長

それでは、7番について発言をお願いします。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なしとの声がありました。7番について採決をとります。7番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

議 長

挙手全員ですので、7番について決定しました。
小物委員の着席を許可します。

(小物委員着席)

議 長

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。

令和3年4月13日

会 長 土 岐 康 夫

2 番 小 西 雅 己

3 番 伊 達 千 鶴 子